

福岡県子ども審議会運営規則（案）

（会議の公開）

- 第1条 会議は公開とする。ただし、会長は、会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 一 個人情報に関して審議等を行う場合であって、公開することにより特定の個人情報明らかになる場合
 - 二 事業情報（法人その他の団体に関する情報をいう。）に関して審議等を行う場合であって、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合
 - 三 審議、検討、調査研究等を行う場合であって、当該会議を公開することにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に支障を生ずるおそれがある場合
 - 四 県の機関又は国等の機関が行う取締り、許可、試験、争訟その他の事務事業に関する情報について審議等を行う場合であって、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が失われ、その公正かつ適正な執行に支障を生ずるおそれがある場合又は当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が損なわれ、その円滑な執行に支障を生ずるおそれがある場合
 - 五 当該会議を公開することにより、個人の生命、身体、自由、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずると認められる場合
 - 六 法令の定めるところにより公にすることができない情報に関し審議等を行う場合
 - 七 会議を公開することにより、子ども審議会の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

（公開の方法等）

- 第2条 会議の公開は、あらかじめ一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議の周知）

- 第3条 福岡県子ども審議会は、公開する会議の開催については、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により、次の事項をあらかじめ県民に周知するものとする。
- 一 会議の日時
 - 二 会議の場所
 - 三 議題（案）

（会議録等）

- 第4条 福岡県子ども審議会は、公開とした会議の会議資料及び会議録は公開とする。
- 2 福岡県子ども審議会は、非公開とした会議の会議資料及び会議録は非公開とする。ただし、この場合において会長は、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

3 公開することとされた会議資料及び会議録又は議事要旨は、福岡県庁ホームページへの掲載等の方法により公開するものとする。

(代理者の出席等)

第5条 会長は、委員が福岡県子ども審議会の会議（以下単に「会議」という。）に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第7条 第1条から前条までの規定は、福岡県子ども審議会条例（令和6年福岡県条例第13号）第8条の規定に基づき設置された部会（以下この条において「部会」という。）について準用する。この場合において、「福岡県子ども審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年7月 日から施行する。